

放送を巡る諸課題に関する検討会

災害時の放送の確保に関する検討分科会（第1回）議事概要

1. 日時

令和2年3月4日（水）14時00分～15時45分

2. 場所

総務省 第1会議室

3. 出席者

（1）構成員

三友分科会長、鈴木構成員、甲藤構成員、長田構成員、三木構成員、米谷構成員

（2）オブザーバー

（一社）日本ケーブルテレビ連盟、（一社）日本民間放送連盟、内閣官房国土強靱化推進室、消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室

（3）総務省

吉田官房審議官、塩崎放送技術課長、井幡地上放送課長、吉田衛星・地域放送課長、井上地域放送推進室長、水落衛星・地域放送課技術企画官

4. 議事要旨

（1）開催要綱の確認等

事務局（井上地域放送推進室長）から「災害時の放送の確保に関する検討分科会」開催要項案について、資料1-1に沿って説明が行われ、構成員の同意を得て了承された。また、分科会長代理として鈴木構成員が指名された。

（2）本分科会における検討事項等について

分科会の検討事項等について、事務局から資料1-2に基づき説明が行われた。この説明に対し、以下のとおり質疑応答が行われた。

【甲藤構成員】

資料17ページ左下の「登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備数の推移」において、赤い矢印は赤色の棒グラフであるIPマルチキャストと関係しているようにも見るができるが、設備数全体の減少を表しているという理解で良いか。

【事務局】

ご指摘のとおり、設備数全体が減少しているのを表している。

【鈴木構成員】

資料19ページ（2）「情報難民の解消に向けた取組」において、高齢者と条件不利地域のほかにも、日本語を母語としない人たちについても検討する必要があるのではないか。テレビ放送の字幕の多言語化については、かつて親会でも話題になっているが、他にも検討項目

があるかもしれない。

【三友分科会長】

大変重要なお指摘を受けたと思う。言語は多様だが、日本は国際的な意味での発信が少ないと言われているので、この点についても検討できればと思う。

(3) オブザーバー及び構成員からのヒアリングについて

(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(一社)日本民間放送連盟及び鈴木構成員より、資料1-3から資料1-5に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

【鈴木構成員】

スマートフォンの多くに内蔵されているFMチューナー機能がほとんどアクティベートされていない問題について、どれくらいラジスマ普及の見通しが立っているのか。また、現状ラジスマはスマートフォンに接続する有線のイヤホンのコードをアンテナとして使用している。音響デバイスが無線化している中で、今後のアンテナに関する対応は検討しているのか。

【日本民間放送連盟】

ラジスマの今後の普及については、メーカー等の相手先の協力が必要であるため、具体的に見積もることは難しい。しかしながら、ラジスマはユーザーに輻輳なく放送で災害情報を届けることができ、ネットを通じて必要な情報を入手できる点で災害時に役立つ新しい端末である。ユーザーにラジスマの有用性をさらに訴求するとともに、メーカー等にも説明し、普及が進むよう努力したい。そういった中で、アンテナに関するご指摘についても、今後改良していくべき検討課題の1つと捉えている。

【米谷構成員】

ケーブルテレビ事業者のスマートフォン向けアプリを使用しており、そのアプリは、ケーブルテレビ加入者以外も、無料でダウンロードして使うことができる。米国では基本的にケーブルテレビ加入者のみが利用可能と聞いているが、他のケーブルテレビでも同様に無料で使用できるのか。

【日本ケーブルテレビ連盟】

把握している範囲では、アプリの使用に別料金が必要になる事例や、加入者以外に情報を公開していないという事例はない。

【三友分科会長】

BWAの免許を取得している事業者数はどの程度か。

【日本ケーブルテレビ連盟】

1月時点でサービスを開始している事業者数は61社。準備中または申請中の事業者も含めると100~110社程度。自治体数ベースでは251自治体となっている。

【三友分科会長】

ローカル局の連携体制に関する説明があったが、キー局を含めた大きな枠組みでの連携があれば教えてほしい。

【日本民間放送連盟】

熊本地震の際には、キー局を含むネットワーク系列局が現地取材した。報道のネットワーク協定を結んで連携している。また、首都圏で大災害が発生し、キー局のマスター設備が機能を失った場合には、大阪の準キー局から放送を継続する仕組みがある。ローカル局同士の連携も、キー局を中心とした連携のいずれも多種多様にある。

【長田構成員】

地域 BWA を利用したサービスは、特別な端末が必要となるのか。

【日本ケーブルテレビ連盟】

基地局からの電波を直接スマートフォンで受信することは、ごく一部では可能だが、原則不可。しかし、基地局からの電波を避難所等にある端末で受信し、そこから Wi-Fi によってスマートフォンを使った通信を行うことは可能。

(5) 今後の日程について

事務局より、資料 1-6 スケジュール（案）に基づき、今後のスケジュールについて説明が行われた。

以上